

学校いじめ防止基本方針

目指す子ども像
輝け 東っ子 ～かんがえる子・がんばる子・やさしい子・けじめのある子～

いじめ対策委員会組織
【常時】 ・校長・教頭・教務・生活指導主任・生活指導部（低・中・高学年部）、養護
【危機対応時】 ・校長・教頭・教務・生活指導主任・特別支援コーディネーター・養護教諭・関係職員 ・学校評議員（児童民生委員他）・警察OB・PTA会長

いじめの防止について
<p>〈 教職員の取組(計画) 〉</p> <ul style="list-style-type: none">○3つの出会い（人・体験・本）を大事に、夢や志を育む教育の実践。○いじめについて教職員間で共通理解を図る。○一人一人の人権意識を育てる。○支持的風土のある学級づくり。○学級内の人間関係の把握。○道徳教育や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行う。○いじめ問題等の把握やその対応のために、月一回火曜日放課後にいじめ対策委員会を継続する。○休み時間における巡回指導を計画的・組織的に行う。○前年度の引き継ぎを行い、一人一人の理解に努める。○親身になって相談できる体制作りに努める。○メディアの危険性・利便性について研修を深める。○わかる授業の実践。（授業構想力をつける。）○いじめ防止に関する研修会に参加する。 <p>〈 児童生徒の取組(計画) 〉</p> <ul style="list-style-type: none">○「いじめをなくす東っ子の五つのちかい」の唱和。（平成11年度：児童会作成）○時と場に応じた言葉遣いができる。○人権集会の計画と積極的な参加。 <p>〈 保護者の取組(計画) 〉</p> <ul style="list-style-type: none">○「は・あ・と・ふ・る」運動の推進<ul style="list-style-type: none">は 早寝・早起き・朝ごはんあ 明るいあいさつ自分からと 友達も自分の心も大切にふ ふるさと愛する西海っ子る ルール守ってみなえがお○地区PTCA子育て目標の設定と実践○保護者と子供が一緒に学ぶメディア研修会の実施（学校保健委員会）○「がんばりカード」の取組 生活習慣の確立（学校保健委員会）

いじめの早期発見

〈 教職員の取組(計画) 〉

- 月1回の簡単なアンケート実施
- 教育相談・個人面談の実施
- 月1回火曜日放課後に生活指導全体会・特別支援校内委員会での話し合い
- 困り感のある児童の観察
- 週案への記録を活用

〈 児童生徒の取組(計画) 〉

- 学校評価アンケートへの記入
- 質問紙調査の実施
- 困り感のあることを担任に話したり、書いたりしてお知らせする(日記や家庭学習帳)

〈 保護者の取組(計画) 〉

- 個人面談への参加
- 学校評価アンケートへの取組
- 学校へ直接相談する(連絡帳)

いじめに対する措置について

5W1Hを常に考え対応する。

〈 教職員の取組(計画) 〉

- 当該いじめについて、個別の聞き取り調査
- いじめ対策委員会・職員会議等で当該いじめについての対応策を検討
- 被害者・加害者の双方の児童同士の話し合いを実施
- 家庭訪問を行い、事実関係を知らせ、今後の学校の方針を伝える。
- 学級で当該いじめを取り上げ、学級全体に指導
- 学級活動や全校集会を実施して、学級・学校全体に指導
- 学級PTAやPTA総会等を開催して、保護者に報告
- 教育委員会と連携して対応
- 解決が長引く場合もあるので、継続観察指導
- 事態が改善されない場合は、再度対応策を検討し、対応する。〈いじめ対策委員会〉

〈 児童生徒の取組(計画) 〉

- 当該いじめについての状況を確認するために、他の児童に対してアンケート調査や個別面談等の実施

〈 保護者の取組(計画) 〉

- 学校からの家庭訪問を受ける。
- 被害者・加害者の保護者同士の話し合いを実施
- 学級PTAやPTA総会等への参加
- 携帯等の利便性・危険性をしっかり把握・対応(講演会等の実施)

その他 ○随時、基本方針及び指導支援体制に修正を加え、『組織』でより適切に対応する。

重大事態への対応について

＜ 重大事態の定義 ＞

- 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

＜ 重大事態への対応 ＞

- 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に直ちに報告する。
- 市教育委員会の指導を受け、「調査委員会」を組織し、事実関係を明確にするための調査を行う。
- 調査では、重大事態に至る要因となったいじめの行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情、児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。
- 調査結果については、いじめを受けた児童や保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。